

**清瀬市受動喫煙防止条例（令和２年条例第２８号）
検証結果報告書**

令和６年１２月
清瀬市議会

下記のとおり、清瀬市受動喫煙防止条例（令和２年条例第２８号）の検証結果を報告します。

（以下、本文において清瀬市受動喫煙防止条例については「条例」、清瀬市受動喫煙防止条例施行規則については「規則」といいます。）

記

1 検証の背景・目的

本条例は議員提案により制定されたものであり、その附則において「市長は、施行日から起算して３年を経過したときに、この条例の施行について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、本年はその該当年にあたる。市議会として条例について、現在の社会情勢等に即しているかなどを検証し、条例の実効性を高めていくことを目的とする。

2 検証の実施主体

福祉保健常任委員会

3 検証の実施手法

執行部の「清瀬市受動喫煙防止条例見直し検討委員会」による当該条例の課題、条例に基づく施策・事業の実施状況等の検討結果を確認のうえ、市民アンケートを行い市民ニーズの把握に努めながら、条例改正や運用改善の必要性など協議を行った。

4 検証結果

次ページ以降の「検証結果」のとおり

検証結果

1 条例改正の必要性について

社会情勢や施策・事業の実効性等を検証した結果、受動喫煙対策は、主に規則とその運用で対応可能であり、条例事項については、現在のところ改正の必要はないものと判断しました。

2 今後の運用における留意事項について

健康増進法、東京都受動喫煙防止条例等の改正が行われていないことから社会情勢の変化に伴う条例改正の必要はないものの、条例の目的を達成するために、下記の事項については、一層の強化や今後の検討が必要と判断しましたので、留意事項として報告します。

(1) 規制対象の範囲について

これまで、条例第2条第1号に定めるたばこの定義における製造たばこ代用品等の「等」には、ニコチンを内容物に含む電子たばこを含むという解釈でしたが、条例及び規則において、その旨を明記しておりませんでした。議論の中で、条例上ニコチンを含まない電子たばこも規制対象とするかが争点となりました。

委員より当初、電子たばこも規制の対象とすべきであるとの方向性が示されたものの電子たばこの健康に被害を及ぼすエビデンスが無いこと。フレーバー入り等の禁煙を促進するための電子たばこまで含めるのは、いかななものかとの意見が出ました。

一方、加熱式たばこと電子たばこの見分けがつきにくく、喫煙の姿を見た子どもたちの将来的な喫煙につながるハードルが下がってしまうのではないかと懸念する意見も出されました。そのため、規制対象の範囲としては従来のたばこに加え、ニコチンを含む電子たばことし、運用面に関して、今後の法令・条例の状況、あるいは社会的状況に応じて規則で柔軟な対応を求めるとともに、子どもが将来的に喫煙へのハードルが低下することなく、健康被害を広げない運用を検討いただきたいと思います。

(2) 罰則規定の有無について

仮に罰則規定を設けた場合、運用面について、過料徴収額に対する費用対効果が著しく低いものと考えられます。また、過料については刑事罰とは異なっているが、受動喫煙防止条例に過料規定が設けられることとなれば、過度に罪悪視され、行為者に対する差別偏見や誹謗中傷を増長させ、摘発されていない行為者に対する私的制裁を招く恐れがあります。

このことから、罰則規定の必要はないものと考えますが、引き続き、受動喫煙に対する市民への適切な啓発活動を求めます。

(3) 喫煙所の設置基準の明記について

条例第9条第2項及び第10条第2項における「市長が特に認めた場合」については、現在、条例及び規則等に明記されておりません。設置基準は、健康増進法における第一種施設敷地内に喫煙場所を設置する際の基準に準ずるものと解しており、現状、法令上は適切に運用されていると考えます。

ただし、東京都子どもを受動喫煙から守る条例においては、学校等施設の敷地内に喫煙場所を設けないよう努力義務が課せられていることから、実際の設置にあたっては十分な留意が必要であると考えことから、今後の法改正や市の事業展開に即した対応を行うため、条例でなく規則に明記することを求めます。

(4) 子どもの受動喫煙防止における施設等について

施設の敷地に隣接する路上を禁煙とする対象施設のうち、保育所に準ずる施設について、認可保育所等については規定されていますが、現在のところ認可外保育施設については規定されていません。保育が行われている場ですので、認可外保育施設も規則に規定するよう求めます。また、今後、保育の場と考えられる新たな施設ができた場合にも規則に規定していくことを求めます。

(5) 見直し規定について

条例附則第2項の見直し規定に関しては、当初は議員任期の4年で見直すとの意見が多数でした。しかしその後の議論で、来年（令和7年）にこの条例の根拠法である健康増進法の見直し作業が行われる予定であり、4年より短い時間で受動喫煙対策が見直される可能性への言及がありました。その場合、見直しは年数を定めて限定的に行うのではなく、流動的にできるような記述のほうが適切であるとの意見もありました。

また、今回は時間が限られていたため、喫煙所の実地調査等は委員個人に任され、委員会としての実地調査ができなかったことも踏まえ、次回の見直し作業では議会としての実地調査等も行っていくべきとの意見もありました。

議論の結果として、今後の見直し規定については、法例の動き、或いは喫煙環境を巡る社会情勢の変化等を踏まえて、市議会として実地調査を含む検証作業を行うものとする旨の文言を、市議会と市側が共有し確認できるのであれば、4年という年月を条例にあえて明記しなくても良いとの意見で、一致が見られました。

(6) その他、運用改善についての要望

本条例の検証作業を行う過程で、受動喫煙防止条例に対する市民アンケートを実施しました。受動喫煙防止のための意見としては、喫煙所の整備による分煙を求めるものから、その反対に喫煙所を完全に撤去することを求めるものまで、様々な意見が寄せられました。

ご意見の多かった清瀬駅北口ロータリーの喫煙所についての検証の議論では、屋根を設置する要望案について、屋根を設置する閉鎖型喫煙所にすると建築物扱いとなり道路上には設置が難しいことを確認しました。そのうえで他自治体ではパーテーションの高さ・形状の改善により受動喫煙の対策強化に一定の効果がある事例も確認されました。

また、喫煙場所の確保について、喫煙所が設置されている地域商業施設と協定を結び市民に広く使ってもらうことはできないか、適切な喫煙場所の設置によってたばこのポイ捨ても減少するのではないか、などの意見がだされました。

アンケート結果では、他にも多様な意見が多く寄せられており、市民の関心の高さが窺えます。今般、実施した市民アンケートの結果を真摯に受け止め、より一層の受動喫煙防止対策の環境整備、運用強化に努めていただくことを要望させていただきます。